北方四島へのロシア法令に基づく「特恵制度」に対する意見書

プーチン・ロシア大統領は、昨年9月の東方経済フォーラムにおいて、ロシア法令に 基づくことを前提とした北方四島を含む地域の経済開発に関する「特恵制度」の導入を 発表し、今般、ロシア側では、日本及び第三国企業等を対象とし、関税及び主要な税の 免除などにより投資を呼び込む「特恵制度」の導入に関する法令を成立し、発効させた。

ロシア法令に基づくことを前提にした制度を北方四島へ導入することや、日本企業及び第三国企業等へ経済開発への関与を広く呼びかけることは、北方領土に関する日本の一貫した立場や首脳間の合意に基づき日ロ間で議論してきた北方四島における共同経済活動の趣旨と相入れないものである。

日本の立場はこれまでもロシア側に対して累次、申し入れてきたにもかかわらず、今般、ロシア側が一方的に我が国固有の領土でありロシアに不法占拠されている歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島への「特恵制度」の導入に踏み切ったことは、北方領土を行政区域とする北海道として、到底容認できず遺憾である。

よって、国においては、ロシア政府に対し、ロシア法令に基づく「特恵制度」の導入 について断固抗議するとともに、日本企業及び第三国企業等から北方四島への投資が行 われないよう、国内はもとよりロシア側及び第三国に対して働きかけるよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣外務大臣神縄及び北方対策担当大臣

北海道議会議長 小 畑 保 則